

取扱職種の範囲の明示

株式会社トリエル「Link Up」
 有料職業紹介事業許可番号(10-ユ-300507)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。 事業についてご不明点がございましたら、文末に記載のお問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

■取扱うべき職種の範囲その他業務範囲

- ・当社の全事業所で取扱う職種の範囲：全職種
- ・取扱地域の範囲：国内

■手数料に関する事項

- ・求職者の皆様から、手数料は一切頂きません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">0 円</p> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 % (または 500,000 円)</u></p> <p>上記のうちどちらか高いほうを上限とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 % (または 500,000 円)</u></p> <p>上記のうちどちらか高いほうを上限とする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>35 % (または 500,000 円)</u></p> <p>上記のうちどちらか高いほうを上限とする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

特定の条件による特別の求職者の開拓や そのため調査・探索	着手金	<u>50,000 円</u>
	活動 1 日当たり	<u>10,000 円</u>
	成功報酬	
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の	<u>35 %（または 500,000 円）</u>
	上記のうちどちらか高いほうを上限とする。	
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の	<u>35 %（または 500,000 円）</u>
	上記のうちどちらか高いほうを上限とする。	
	手数料負担者は 求人者 とします。	

■ 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申し出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意を持って対応いたします。

苦情申出先：株式会社トリエル「Link Up」 職業紹介責任者：大島温史 連絡先：0274-67-7866

■ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知りえた個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 大島温史 とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 大島温史 とする。

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが入社後3か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入社日より30日未満の退職	紹介手数料の80%
入社日より60日未満の退職	紹介手数料の30%
入社日より90日未満の退職	紹介手数料の20%
入社日より90日以降の退職	返金なし

■手数料返戻金制度の返還の免責

以下の項目一つ以上該当した場合、返金義務を免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類、又は書面での申し入れを当社に提出しなかった場合
- ・その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合

※なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。